

## 入退会規定

(目的)

**第1条** この規定は、日本高等教育学会会則第4条及び第5条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

**第2条** 日本高等教育学会（以下「本学会」という。）の会員となろうとする者は、本学会会員の推薦を得たことを証する所定の入会申込書を本学会事務局（以下「事務局」という。）に提出し、かつ当該会計年度の会費を納めなければならない。

2 理事会は、前項の手続を完了した者について入会の可否を審議し、その結果を事務局経由で当該申込者に通知する。

3 前項の審議の結果入会が認められた者は、第1項の手続を完了した日に会員となったものとする。

4 第1項にかかわらず、2月1日から同会計年度末日までの間に会員となった者については、同会計年度の会費を免除し、入会申込時に納めた会費は翌会計年度の会費にあてる。

(退会)

**第3条** 本学会を退会しようとする会員は、その旨を事務局に所定の退会申込み書で届け出なければならない。

2 前項の書面を提出した会員は、未納付の会費がある場合には、当該会計年度までの会費を納付しなければならない。

3 理事会は、前2項の手続を完了した者について退会の可否を審議し、その結果を事務局経由で当該退会希望者に通知する。

4 前項の審議の結果退会が認められた者については、退会届が事務局に到達した日に会員の資格を失ったものとする。ただし、第1項の書面においてその旨を届け出た者については、同会計年度末日に会員の資格を失うものとするができる。

(会費滞納による退会処分)

**第4条** 2会計年度にわたり会費を滞納した者は、理事会において退会した者とみなすことができる。

2 第1項の決定により本学会を退会処分となった者が再び本学会の会員となろうとするときは、第2条第1項の手続に加え、未納付分の会費を納めなければならない。

(雑則)

**第5条** 過年度分の会費を納付していない者が納付した会費は、過去の会計年度のものから順に充当する。

附 則

1 この規定は、平成26年12月12日より施行する。